

諮詢議案 「平成 30 年度 課税限度額（案）について」

一
頁

事項 1. 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額について・・・・・・	1
事項 2. 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について・・・	2
事項 3. 介護納付金課税額に係る課税限度額について・・・・・・・	3

詰問事項1 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額について

詰問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） (抜すい)	関係法令（抜すい）
1. 課税限度額【引上げ】 58万円 平成30年度の課税限度額については、平成30年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の54万円から58万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である58万円に改定したい。	<p>(課税額) 第4条 2 前項の基礎課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p>	<p>「地方税法（昭和25年法律第226号）」 (国民健康保険税) 第703条の4 11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の均衡を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、54万円とする。</p> <p>「平成30年度税制改正大綱」 一 5 その他（地方税）〈国民健康保険税〉 (14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。</p>

詰問事項2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

詰問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） (抜すい)	関係法令(抜すい)
<p>1. 課税限度額 【据置】</p> <p>19万円</p> <p>平成30年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、平成29年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>(課税額) 第4条 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税) 第703条の4 19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2 2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、19万円とする。</p>

詰問事項3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

詰問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） (抜すい)	関係法令(抜すい)
1. 課税限度額【据置】 <u>16万円</u> <p>平成30年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、平成29年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>(課税額) 第4条 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する介護保険の被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税) 第703条の4 27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の均衡を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2 3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、16万円とする。</p>